

8 雇用・就労支援

(1) 雇用の状況

《障がいのある方等》

障害者の雇用の促進等に関する法律により、令和6年4月から、民間の事業主は常用雇用労働者数の2.5%以上の障がいのある方を雇用しなければならないことになっています（令和8年7月からは、更に2.7%以上に上げられます）。

令和5年6月1日現在の障がい者雇用率は、全国平均2.33%に対して、大分県は2.72%と、全国第7位の高い水準となっています。

(2) 職業の紹介

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職や採用についてのご相談は、まずハローワークへご連絡ください。

ハローワークでは、障がいの種類、程度に応じたきめ細かな職業相談を実施しています。

名称	所在地	電話 / FAX
ハローワーク大分	〒870-8555 大分市都町 4-1-20	097-538-8609/537-8609
ハローワーク別府	〒874-0902 別府市青山町 11-22	0977-23-8609/ 24-2937
ハローワーク中津	〒871-8609 中津市大字中殿 550-21	0979-24-8609/ 22-5469
ハローワーク日田	〒877-0012 日田市淡窓 1-43-1	0973-22-8609/ 23-4125
ハローワーク佐伯	〒876-0811 佐伯市鶴谷町 1-3-28	0972-24-8609/ 24-8619
ハローワーク宇佐	〒879-0453 宇佐市大字上田 1055-1	0978-32-8609/ 32-1648
ハローワーク豊後大野	〒879-7131 豊後大野市三重町市場 1225-9	0974-22-8609/ 22-8608

(3) トライアル雇用（試行雇用）

《障がいのある方等》

障がいのある方を一定期間試行的に雇用することにより、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、事業主と障がいのある方の相互理解を深めていただき、常用雇用への移行や雇用機会の創出を図るもので、ハローワークなどの紹介が必要です。

* トライアル雇用の実施に当たっては、雇用保険の適用事業主であることや雇用契約を結ぶ等の条件があります。

* トライアル雇用期間：原則3か月（精神障がいのある方は原則6か月）

身体障がい・知的障がいのある方は、1か月または2か月とすることができる

精神障がいのある方は、12か月まで延長することが可能

* 事業主の方への奨励金：1人につき月額最大40,000円

（精神障がいのある方を雇用する場合は、3か月間は最大8万円、4か月目以降（最長6か月間）は最大4万円）

【問い合わせ先】 各ハローワーク（上記(2)参照）

8 雇用・就労支援

(4) 職業訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方の就職を容易にし、職業の自立を図るための訓練を職業能力開発校で行っています。

【障がい者職業能力開発校】

訓練校名	定員	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
福岡障害者職業能力開発校	135名	1年 (一部2年) (一部半年)	4月 (一部10月)	北九州市若松区大字蟹住 1728-1	093-741-5431/ 093-741-1340
鹿児島障害者職業能力開発校	100名	1年	4月	薩摩川内市入来町浦之名 1432	0996-44-2206/ 0996-44-2207

(九州内のみ記載)

【職業能力開発校】

訓練校名	訓練期間	入校月	所在地	電話/FAX
大分県立大分高等技術専門学校	1年 (一部2年)	4月	〒870-1141 大分市大字下宗方 1035-1	097-542-3411 097-586-1121
大分県立佐伯高等技術専門学校	1年	4月 (一部10月)	〒876-0822 佐伯市西浜 8-31	0972-22-0767 0972-22-0773
大分県立日田高等技術専門学校	1年	4月	〒877-0084 日田市朝日ヶ丘 576-10	0973-22-0789 0973-22-6405
大分県立竹工芸訓練センター	2年	4月	〒874-0836 別府市東荘園 3-4-3	0977-23-3609 0977-26-5969

*選考に合格した方は、校内訓練を受講できます。

*訓練費用：無料（一部、実費負担有）

*訓練手当：入校した方のうち一定の条件を満たす場合には、訓練手当が支給されます。

【職業能力開発校が実施する委託訓練】

障がいのある方が就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を企業・社会福祉法人等に委託して実施します。

訓練校名	科名	定員	訓練期間	所在地等
大分県立大分高等技術専門学校	介護チャレンジ科	7名	3か月	上記参照
	パソコンチャレンジ科	10名	3か月	
	プログラミングチャレンジ科	10名	3か月	
	パソコン・WEBチャレンジ科	10名	3か月	
大分県立大分高等技術専門学校 大分県立佐伯高等技術専門学校 大分県立日田高等技術専門学校 大分県立竹工芸訓練センター	早期就労訓練科	21名	1～3か月	
	就労訓練科	42名		

*大分県立大分高等技術専門学校、大分県立佐伯高等技術専門学校、大分県立日田高等技術専門学校、大分県立竹工芸訓練センターへの入校が必要です。

【問い合わせ先】 県商工観光労働部雇用労働室

(電話 097-506-3342(直通) FAX 097-506-1756)

8 雇用・就労支援

(5) 職場適応訓練

《障がいのある方等》

障がいのある方が職場環境に適応することを容易にするため、公共職業安定所の受講指示により民間事業所に委託して訓練を行います。

* 訓練期間：原則として6か月以内（重度障がいのある方は1年以内）

* 訓練手当：雇用保険法その他の法による給付を受けていない訓練生には訓練手当が支給されます。

また、事業主には訓練生1人につき月額24,000円の委託費が支給されます。

（重度障がいのある方の場合月額25,000円）

【問い合わせ先】 県商工観光労働部雇用労働室（電話 097-506-3342(直通) FAX 097-506-1756）

(6) 障害者職業センター

《障がいのある方等》

障がいのある方に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障がいのある方の雇用管理に関する相談・援助・地域の関係機関に対する助言・援助を実施しています。

名称	所在地	電話/FAX
大分障害者職業センター	〒870-0131 大分市皆春 1483-1	097-503-6600 097-503-6601

(7) 障害者就業・生活支援センター

《障がいのある方等》

就職を希望する障がいのある方や離職のおそれのある在職中の障がいのある方に対し、職場実習あっせん等の就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の相談支援を行っています。（P13参照）

(8) (公財)大分県総合雇用推進協会

《障がいのある方等》

事業主に対する雇用促進に関する啓発を行い、障がいのある方の雇用を推進しています。

名称	所在地	電話/FAX
(公財)大分県総合雇用推進協会	〒870-0035 大分市中央町4丁目2-16 サンリラ中央3階	097-532-8486 097-536-3945